

### 3. 実況見分調書の記載時の解説（SP設備維持管理違反事例）

#### 3-1 実況見分調書の記載要領

##### [ 消防予防概論第2巻 防火査察 第3章第2節違反処理標準マニュアルの補足事項 ]

##### (1) 日時欄

実際に実況見分を始めた日時と終わった日時を記載し、実況見分を日没、降雨など、やむを得ない理由で中断した場合は、その理由と中断した時間（時刻）を簡記する。

##### (2) 実況見分の場所及び施設又は物

実況見分の対象物が、物（車両を含む。）であるときは、その物の存在する場所又は見分した場所も記載する。

##### (3) 目的

「消防法令違反に係る事実の確認のため」、「消防法令違反に係る証拠の保全のため」等と記載する。

##### (4) 立会人欄

立会人の職氏名のほか、「防火管理者」、「占有者」等その立会人がどのような資格で立ち会ったのかを明らかにする。この場合、立会人が複数にわたるときは、個々に記載する。

##### (5) 実況見分の内容

次に掲げる事項に留意するとともに、見分した事実と違反に係る適用法条との関連を十分に考慮し、重要な部分は詳細に、その他の部分は簡明に記載する。

ア 事実に即し、ありのままを記載し、必要以外の修飾語を用いない。

イ 意見や推測を記載しないこと。ただし、見分の場所において、見分者の直接見た物、触れた物及び嗅いだ臭い自体についての判断を記載することは支障ない。

ウ 関係者の指示説明は、見分した場所又は見分した物の位置、方向、形状等を客観的に指示説明する範囲のものに限って記載する。

なお、見分者の質問内容は記載する必要はない。

##### (6) 図面・写真等

##### ア 図面

- ・ 地形、地上物の表示は国土地理院の地形図式を、建築物等の図面は一般的に用いられる製図記号を用いるとともに、必要に応じ説明書きを加える。
- ・ 正確な尺度に基づき作図する。

##### イ 写真

写真の撮影は、それ自体を資料として作成するものではなく、実況見分調書の一環として行われるものである。

##### (7) その他

ア 実況見分調書は、告発等の際に提出する文書には「契印」を要するが、簡易なものとなる内部書類は、その必要性はなく各本部による。

イ 実況見分時の立会者の写真撮影は、行政調査であることを踏まえて対処し、撮影しなくても質問調書で担保する等の配慮が求められる。

### 3-2 記載例解説 「スプリンクラー設備維持管理違反」

## 実況見分調書（第1回）

実況見分日時 平成〇年〇月〇日

午後〇時〇〇分から午後〇時〇〇分まで

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

名称 〇〇ビル

上記防火対象物における消防用設備等の維持管理状況について本職は次のとおり見分した。

平成〇年〇月〇日

〇〇 消防署

消防司令補 〇 〇 〇 〇 印

#### 1 実況見分の目的

消防法令違反（スプリンクラー消火設備）に係る事実の確認のため

#### 2 実況見分の立会人

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

職・氏名・年齢 〇〇ビル管理組合 理事長 〇〇〇〇（〇歳）

#### 3 実況見分の状況

##### （1）現場の位置及び周辺の状況

現場は〇〇市の東に位置し、市立〇〇小学校から北へ300m、〇〇鉄道〇〇駅西口駅前であり、付近は当該建物を除き小規模な店舗が軒を並べ、その周囲は、一般住宅と共同住宅が混在している地域で、商業地域の指定がある。（図1「現場案内図」参照）

##### （2）現場建物及び周囲の状況

ア 建物は、建築確認を平成5年10月3日に受け、建築面積〇〇〇m<sup>2</sup>、延面積〇〇〇m<sup>2</sup>（使用開始届出書面による）耐火構造地上7階、地下1階建てで、建築面積〇〇〇m<sup>2</sup>、延面積〇〇〇m<sup>2</sup>（使用開始届出書面による）である。

イ 建物の北側と南側は、境界を接して北側に防火造2階建ての店舗、南側に耐火構造造6階の店舗併用共同住宅物が建ち、東側と西側は公道に面し、東側の2階部分に〇〇鉄道駅西口から延びているペDESTリアンデッキが接続している。（写真1参照）

ウ 建物の各階の用途を確認すると、1階は物品販売業が3店舗、2階は飲食店が5店舗及び物品販売業が1店舗、3階は診療所が3店舗及び2階店舗の倉庫、4階から7階は事務所が入居している。地下1階は1階店舗の共有倉庫及び機械室となっている。（写真2～24参照）

実況見分が同じ事案で2回以上に及ぶ場合は、作成するごとに回数を記載する。

#### ①日時欄

実況見分日時を記載する。  
見分を降雨など、やむを得ない理由で中断した場合は、その中断した理由と時刻を記載する。  
例（中断 降雨のため等）

#### ②実況見分の場所及び施設又は物

対象物の所在地、名称を記載する。

「防火対象物における消防用設備等の維持管理状況」等見分事項について記載する。

実施者の所属、階級又は職、氏名を記載する。

#### ③目的欄

「消防法令違反に係る事実の確認のため」「消防法令違反に係る証拠の保全のため」等と記載する。

#### ④立会人欄

立会人の住所、職・氏名の他に立会者の資格も記載する。

#### ⑤実況見分の内容

見分の始めは、現場の位置及び周辺の状況を記載する。  
現場の位置を示すためには、現場近辺にある著名な固定物を基点として方向と距離を記載する。

##### 【位置の確認】

基点として用いられるものに次のようなものがある。

・現場の位置確定時の著名な固定物  
駅、学校、橋、官公署等

##### 【周囲】

・周囲の状況について記載する。周囲の状況は、現場を中心とした周辺の道路、建築物等を各方位に分けて記載する。

※ 文章の語尾は、「～である。」「～いる。」調で結ぶ。

※ 数字は、全角とする。

※ 建物面積等は、小数点以下四捨五入して統一する。

建物の用途の判定は、複合用途防火対象物（（16）項イ）と判定される。建物は、平成6年2月3日から使用されている

各階のテナント名、占有者、占有部分の床面積、防火管理、占有者氏名、及びスプリンクラー設備を除く消防用設備の設置状況は、別添「〇〇ビル防火対象物台帳」に記載されているとおりである。

### (3) 現場の状況

#### ア 地下1階スプリンクラー設備ポンプ室内の状況

建物中央に設置されているA階段を1階から地下へ降り廊下を左側5m進むと正面に幅0.8m、高さ2.0mの鉄製の扉(特定防火設備)があり、扉には、赤地プレートに白字で「消火ポンプ室」と表示されている。ポンプ室内は、コンクリートで囲まれた不燃室となっており、幅は3.3m、奥行き6.2mである。天井に蛍光灯が4基、換気扇が1基、自動火災報知設備の差動スポット感知器が中央に1個設置されている。(写真23～25参照)

ポンプは、出入口からみて右側奥に設置され、その周囲には事務用の椅子、雑誌及び書類が乱雑に置かれ、ポンプに向かって容易に近づくことができない状況となっている。また、室内左側奥にはスチール製のロッカー及び木製の棚が置かれている。(写真26～27、図2「ポンプ室内物品配置図」参照)

#### イ ポンプ本体及び付属装置等の状況

ポンプ本体及び付属装置等を見分すると、ポンプ本体、配管及び制御盤に腐食が見られ、呼水槽と呼水槽から伸びている配管との接続部から漏水していることがわかる。呼水槽の内部を見ると、腐食のため水の色が変色し茶色く濁っている。また、呼水槽の内部には、水がほとんどない状況である。(写真28～30参照)

地下貯水槽は、深さ4.5m確認され、必要水量が確認される。(写真31参照)

ポンプの銘板は、錆びついて確認できない。(写真32参照)

制御盤を見分すると上方から30cm、左側から20cmの位置に「電源表示灯」と表示されている鉄製のプレートがある。その下方に「電流計」の計器と電流計の右側に「電圧計」の計器があり、いずれの計器も針は「0」を指している。電流計の下方に「起動用スイッチ」と表示されたスイッチがある。(写真33参照) スイッチを押してみるが作動しない。

ここで立会人である〇〇〇〇は、「スプリンクラー設備ポンプの点検もおこなっておりませんし、作動させるようなこともなかったの

で、いつからポンプが動かなくなったかは分かりません。」

と説明した。

#### ウ 各階の状況

1階から7階の各室内には、スプリンクラー消火設備の放水用の閉鎖型スプリンクラーヘッドが法令の基準により設置されている。

(写真34～42参照)

## 4 他の消防用設備等

周囲の状況の記載が済んだならば、現場の状況を記載する。現場の状況は、外周から内部へ、全体から部分へと記載しながら、違反事項を明らかにする。

実況見分を実施した際に現認した表示物等を実況見分調査に記載する場合は、「」を用いる。

実況見分によって明らかにしたい違反事項については、細部まで記載し、その他については必要事項を記載する。添付資料名は（ ）内に記載する。

物の大きさや距離は、できる限り実測した数値を記載する。また、必要があれば形状や材質を記載する。

ポンプが使用できないことは、重大な問題であるため、詳細に記載する。

「ほとんど」という言葉は、受け手によってとらえ方の異なる言葉であるのでありのままの状況を記載する。

(例)「水は底部から30cmの位置までである」

立会人の説明を記載する場合には、「」を使用する。

(1) 消火器

消火器は、地下1階に3本、1階に5本、2階に6本、3階に4本、4階に2本、5階に2本、6階に1本、7階に1本の計24本があったが、いずれも埃や汚れがあり点検をしているようには見られない。

(2) 誘導灯

誘導灯は、各階段の出入口に設置されているが、3階と5階の非常口誘導灯が球切れしている。

(3) 自動火災報知設備

自動火災報知設備は、技術基準どおりに設置され、受信盤は1階にあり、作動試験では不備は見当たらない。

5 その他

(1) 実況見分補助者

図面作成 消防士長 ○○ ○○

写真撮影 消防士 ○○ ○○

- (2) 本見分の経過を明らかにするため、使用開始届出書及びその図面、消防署作成「○○ビル防火対象物台帳」、実況見分補助者作成図面2枚、写真42枚を本調書末尾に添付する。

見分補助者がいる場合の担当任務、階級・氏名を記載する。